

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		地域活動支援センターの停止又は廃止
根拠条例・規則等名		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
条 項		第 8 2 条 第 2 項
所 管 部 課		福祉局 障害福祉部 障害政策課 (電話 : 048-829-1309)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 章の規定若しくは当該規定に基づく命令・処分に違反したとき、又は、さいたま市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例 (平成 24 年さいたま市条例第 61 号) 及びさいたま市地域活動支援センター事業実施要綱 (平成 18 年 10 月 1 日) に規定する基準に適合しなくなったときに事業の停止・廃止を命ずることができる旨の規定であり、個々の事例につき、それぞれこれらの条文等を基準に判断する。
	設定等年月日	平成 1 8 年 4 月 1 日 設定 年 月 日 最終改正
備 考		